

現 場 説 明 書

工 事 名 称 宮崎大学(医病)1階薬剤部等照明器具改修工事

1 工事名称 宮崎大学(医病)1階薬剤部等照明器具改修工事

2 工事場所 宮崎県宮崎市清武町木原5200番地(宮崎大学清武1団地構内)

3 完成期限 令和5年3月17日(金曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

(1)・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。

(2)文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。

(3)=印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1)工事用地

範囲は別途協議する。尚、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2)仮設物の設置等

①仮設物等

仮設物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

②障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、~~別図及び~~監督職員の指示により行うこと。

③仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、監督職員と協議する。

④監督職員事務所

・ 設ける(号)

☒ 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (㎡)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤仮設物等の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥墜落防止措置

墜落制止用器具の着用については、労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

⑦その他

- ア 工事関係車両の構内通行及び、第三者安全対策について十分注意すること。
- イ 騒音・振動・臭気を伴う作業は、講義等に影響が及ばないよう留意すること。
- ウ 大学施設は全面禁煙となっているため、現場内及び現場事務所も禁煙とする。
- エ 断水・既存管接続作業等を行う際は、事前に監督職員の承諾を得て作業を行うこと。
- オ 構内では受注業者名が入った腕章、名札等を常時着用すること。
- カ 入学試験、学内試験、その他主要な大学行事等の際は、工事を中止することとし、その内容及び詳細な対応については、監督職員の指示による。

(3)工事用電力等

- ①工事用電力、電話、給水、排水は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。

②工事用電力

- ・ 電力会社と協議の上引き込む
- ・ 構内より分岐できる

- ☒ 発電機を使用する(低騒音型)

③工事用電話

- ・ 構外より引き込む
- ☒ 携帯電話等にて対応する

④工事用給水

- ・ 構外より引き込む
- ・ 構内より分岐できる(分岐位置は別途指示する)

- ・ さく井する
- ☒ 給水タンク等を使用する

- ⑤~~工事用電力、電話、給水の分岐位置は別図により~~、排水は監督職員の指示による。

- ⑥工事に際して、構内の上水道・下水道施設を使用するときは、「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。

⑦その他

- ~~工事用電力~~ 工事用給水を構内より分岐して使用する場合は、分岐点に~~積算電力計~~ 量水器を取り付ける。尚、使用料は医学部管理課に支払うこと。

(4)工事写真等

①工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事記録写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
現 況 写 真	キャビネ判	カ ラ ー	0(データ共)
工 事 写 真	サービス版	カ ラ ー	1(データ共)
完 成 写 真	キャビネ判	カ ラ ー	1(データ共)

※完成写真等はファイルし、表紙に工事名称、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

~~※完成写真は、1部は什器備品設置後の写真を提出すること。~~

②デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的入力および工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では、以下のアからウの全てを実施することとする。なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官)」に準ずる。

ア 必要な機器・ソフトウェアの導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「使用機器」という。)については、「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官)」の「3(3)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号リスト(CRYPTREC暗号リスト)」URL「<http://www.cryptrec.go.jp/list.html>」に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

イ デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官)」の「3(3)撮影方法」による。なお、対象工事において、「小黑板情報電子化」と「小黑板を被写体に添えての撮影(従来の方法)」を併用することはさし支えない(例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される。)

ウ 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、イに示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下「小黑板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を合わせて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

③完成建物等概要図書

~~完成建物等概要図書は、文部科学省が定めた「完成建物等概要図書作成要領」により作成し、原図を提出すること。~~

④その他

設計図面の製本(A1版二つ折り表紙付き)	2部提出
設計図面の縮小図製本(A3版二つ折り表紙付き)	4部提出
設計図面の縮小図(A3版)	0部提出

~~(5)その他~~

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1)工事請負契約基準の運用

①基準第3の規定による、

工事費内訳明細書 ☒ 提出する
・ 提出しない

なお、工事費内訳明細書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

工 程 表 ☒ 提出する
・ 提出しない

~~②基準第26第1項の規定により請求する場合は、発注者又は請負者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。~~

~~③基準第26第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工期が請負者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~

④基準第30第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

⑤天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

~~(2)入札の保証について~~

競争入札に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、以下の①から⑤までのいずれかを提出しなければならない。

① 入札保証金及び入札保証金納付書

ア 入札保証金は、競争加入者の見積る入札金額（税込み）（以下「見積金額」という。）の100分の5の金額以上に相当する金額の金銭を入札保証金納付書を添付して「国立大学法人宮崎大学出納役財務課長 野澤勝信」に納付すること。

- イ 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金は、宮崎大学契約事務取扱規程第28条の3項の規定により宮崎大学に帰属する。
- ウ 競争加入者は、入札執行後、保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を契約担当役へ提出すること。なお、落札者は、工事請負契約書案の提出と同時に提出すること。

②入札保証金の納付に代わる担保が利付国債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び入札保証金納付書

- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、本学指定の銀行口座に見積金額の100分の5の金額以上に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「国立大学法人宮崎大学出納役財務課長 野澤勝信」と記載するように申し込むこと。
- ウ 落札者が契約を結ばないときは、保管有価証券は、宮崎大学契約事務取扱規程第28条の3項の規定により宮崎大学に帰属する。
- エ 競争加入者は、入札執行後、契約担当役へ政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。なお、落札者は、工事請負契約書案の提出と同時に提出すること。

③入札保証金の納付に代わる担保が落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証の場合は、当該保証書及び入札保証金納付書

- ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年忌譜第195号)第3条に規目する金融機関(以下「銀行等」という。)とする。
- イ 保証書の宛名の欄には、「国立大学法人宮崎大学契約担当役理事 佐藤一仁」と記載するように申し込むこと
- ウ 保証債務の内容は落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いであること。
- エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保証金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。
- カ 保証期間は、書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であつて契約担当役が指定する日までを含むものとする。
- キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。
- ク 落札者が契約を結ばないときは、銀行等から支払われた保証金は、宮崎大学契約事務取扱規程第28条の3項の規定により宮崎大学に帰属する。
- ケ 競争加入者は、入札執行後、契約担当役から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。ただし、落札者については、工事請負契約書案提出後、支出負担行為担当官から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- コ 保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては契約担当役の指示に従うこと。

④ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券

- ア 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 入札保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、「国立大学法人宮崎大学契約担当役理事 佐藤一仁」と記載するように申し込むこと。

- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。
- カ 保険期間は、書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当役が指定する日までを含むものとする。
- キ 落札者が契約を結ばないときは、保険会社から支払われた保険金は、宮崎大学契約事務取扱規程第28条の3項の規定により宮崎大学に帰属する。

⑤ 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書

- ア 契約保証を予約する金融機関等は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社とする。
- イ 契約保証予約証書の宛名の欄には、「国立大学法人宮崎大学契約担当役理事 佐藤一仁」と記載するように申し込むこと。
- ウ 契約保証の予約の内容は、金融機関等と競争加入者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことであること。
- エ 契約保証予約証書上の契約保証の予約に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額は見積金額以上、又は保証金額は見積金額の100分の10の金額以上とすること。
- カ 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。
- キ 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。
- ク 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日付け大臣官房文教施設企画部長通知)に基づく特別重点調査を受け、支出負担行為担当官の指示があった場合には、予約に係る保証金額が見積金額の100分の30以上となるよう、増額変更を行うこととし、別途定める日までに、予約に係る保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出すること。ただし、契約保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。

⑥ 入札保証金の還付について

競争参加資格がないと認められた者に対しては、当該者が競争参加資格の確認の結果の通知を受けた以降、入札書を提出しなかった者に対しては、入札執行日以降、入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供された担保の還付を行う。

(3) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。

① 契約保証金として納付するものが現金の場合は、保管金領収証書及び契約保険金納付書

- ア 保管金領収証書は、本学指定の銀行口座に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、「国立大学法人宮崎大学出納役財務課長 野澤勝信」と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取り扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第40条第1項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後請負代金額の支払請求書の提出とともに、保管金払渡請求書を提出すること。

- ②契約保証金の納付に代わる担保が、国債(国債に関する法律の規定により登録された国債を除く。)、政府の保証のある債券、資金運用部資金法第7条第1項第9号に規定する金融債、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債(社債等登録法の規定により登録された地方債を除く。)及び契約担当役が確実に認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書

ア 政府保管有価証券払込済通知書は、本学指定の銀行口座に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。

イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「国立大学法人宮崎大学出納役財務課長 野澤勝信」と記載するように申し込むこと。

ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当役の指示に従うこと。

エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき保管有価証券は国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第40条第1項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

オ 受注者は工事完成後請負代金額の支払請求書の提出とともに、政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ③契約保証金の納付に代わる担保が、登録された国債または地方債の場合は、当該登録済通知書または登録済書並びに契約保証金納付書

ア 当該有価証券に質権設定の登録手続きを行い提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当役の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき当該有価証券は国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第40条第1項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後請負代金額の支払請求書の提出とともに、政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④契約保証金の納付に代わる担保が、銀行または契約担当役が確実に認める金融機関が振り出しまたは支払を保証した小切手、銀行または契約担当役が確実に認める金融機関が引き受けまたは保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当役の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき当該有価証券は国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第40条第1項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後請負代金額の支払請求書の提出とともに、政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ⑤ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行または契約担当役が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債権者である銀行または契約担当役が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当役の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき当該債権は、国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第40条第1項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

エ 受注者は工事完成後、契約担当役から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債権者である銀行または、契約担当役が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑥ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行なう組合(以下「銀行等」という。)または公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する、保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。

イ 保証書の宛先の欄には、「国立大学法人宮崎大学契約担当役理事 佐藤 一 仁」と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行請求の有効期間は保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額の変更または工期の変更等により保証金額または保証期間を変更する場合等の取扱については、契約担当役の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第40条第1項の規程により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当役から保証書(変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還すること。

- ⑦ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- ア 履行保証保険とは保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、「国立大学法人宮崎大学契約担当役理事 佐藤 一 仁」と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱については、契約担当役の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第40条第1項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

⑧債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「国立大学法人宮崎大学契約担当役理事 佐藤 一 仁」と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更または工期の変更等により保証金額または保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第40条第1項の規定により本法人に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

(4) 未完成工事に係る請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティネット債務保証を受けることを目的として、未完成工事に係る請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(5) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」に準拠した適切な下請負契約を締結すること。

(6) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払いについては発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(7) 監督職員の権限

宮崎大学が定める工事請負契約基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(8) 請負代金の支払い

請負代金(前払金及び中間前払金含む。)は、受注者からの適法な支払請求書に応じて国立大学法人宮崎大学財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(9) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて各会計年度毎に、当該年度の出来高予定額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することができる。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することができる。~~

(10) 契約不適合責任

宮崎大学が定める工事請負契約基準第43及び第57による。

(11) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに次の付保条件により組立保険(共済その他これに準じる機能を有するを含む。)を締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人(リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。)とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用(解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。)が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額(免責額)

請負代金額の1000分の5の額(この額が20万円を超えるときは20万円)未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

~~「同一発注者による同一工事現場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。」~~
~~「水災危険担保特約を付帯すること。」~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者と受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

~~（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。~~

⑨その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

~~イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なくその保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに付保条件について変更の手続きをとること。

(12)その他

~~①「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。~~

~~②「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知（最終改正平成21年6月2日））に基づく特別重点調査を受けた者と契約した場合においては、施工体制台帳の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長又は営業所長等は応じなければならない。~~

~~③「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知（最終改正平成21年6月2日））に基づく特別重点調査を受けた者と契約した場合においては、仕様書に基づく施工計画の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長又は営業所長等は応じなければならない。なお、受注者が②及び③に違反して、ヒアリングに応じなかった場合には「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第一第3号に該当することがある。~~

(13) 労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月14日法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 国立大学法人宮崎大学が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを

拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

②①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

③発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事实績情報サービス(CORINS)への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引き渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス(CORINS)への登録をすること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

6月及び10月に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」及び「正しい賃金台帳のつくり方」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

(4) 工事成績評定について

この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための処置に関する指針」(平成18年5月23日閣議決定)に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領(平成20年1月17日付け19文科施第370号)による工事成績評定の対象工事である。

(5) ワンデーレスポンスの実施について

本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

①ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのか受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。

②受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握する工事管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

③受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入

又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

イ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(「完成検査結果通知書」における日付)とする。

(7)現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

①工事請負契約基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。)。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

イ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ 工事現場において作業等が行われていない期間。

②工事請負契約基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることをいう。

③その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

(8)共通費実態調査への協力について

共通費実態調査(共通費モニタリング調査)へ選定された工事は、国土交通省書式調査票の提出を依頼することがあるので、協力をお願いします。

~~(9)週休2日促進工事の実施について~~

①本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事(受注者希望方式)である。

【分離発注工事ではない場合】

週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事連絡書等で報告するものとする。週休2日の取組を希望しない受注者は③～⑥に規定する義務を負わない。

【分離発注工事の場合】

分離発注工事で週休2日に取り組むには、予定されている全ての受注者が週休2日に取り組むことについて合意することが必要である。

分離発注工事の全ての受注者が週休2日に取り組むことの合意の成否について、各受注者は工事着手前に監督職員に工事連絡書等で報告するものとする。

なお、週休2日に取り組むことについて合意しなかった場合、各受注者は以下の③から⑥に規定する義務を負わない。

② 週休2日の考え方は以下のとおりである。

ア「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ウ「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

エ「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

③ 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

④ 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

⑤ 発注者は、以下のアからウまでの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

ア 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合）
補正係数1.05

イ 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）
補正係数1.03

ウ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）
補正係数1.01

⑥ 本工事はモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。なお、週休2日促進工事を実施しない場合は、モニタリングは行わない。

(10)市場単価の運用の試行について

本工事は、「文部科学省直轄工事における市場単価の運用の試行について(通知)」(令和4年9月26日付け 大臣官房文教施設企画・防災部参事官)を適用する工事である。本運用では、賃金の押し下げをできる限り取り除くとともに、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を単価に反映するため、市場単価及び補正市場単価を次表のとおり補正し、予定価格を作成している。

	対象工種 ^{注)}	補正率
建築工事	全ての工種	1.01
電気設備工事	「フルボックス用接地端子」、「防火区画貫通処理金属管・丸型用」以外の配管工事	1.01
	配線工事	1.01
	接地工事(屋外)	1.01
機械設備工事	全ての工種	1.01

注) 対象工種に属する全ての規格・仕様に適用する。

